

事業者名： 県庁薬品株式会社 (許可番号: 第0000×号)

第一類薬品の取扱い 有・無

		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24 計	
金	第一類医薬品販売等時間(h)																									8	
	一般用医薬品販売等時間(h)																										9
	氏名	本県域内における従事時間(h) ※休憩時間等従事していない時間帯がわかるように記載してください。																									
	管	①	千葉太郎	薬剤師																							
	資	②	千葉花子	薬剤師																							4.5
	格	③	習志野二郎	薬剤師																							3.5
	者	④	松戸春子	登録販売者																							4
		⑤	野田夏子	研修中登録販売者																							8
		⑥																									
土	第一類医薬品販売等時間(h)																										
	一般用医薬品販売等時間(h)																										
	氏名	本県域内における従事時間(h) ※休憩時間等従事していない時間帯がわかるように記載してください。																									
	管	①	千葉太郎	薬剤師																							
	資	②	千葉花子	薬剤師																							
	格	③	習志野二郎	薬剤師																							
	者	④	松戸春子	登録販売者																							
		⑤	野田夏子	研修中登録販売者																							
		⑥																									
日	第一類医薬品販売等時間(h)																										8
	一般用医薬品販売等時間(h)																										9
	氏名	本県域内における従事時間(h) ※休憩時間等従事していない時間帯がわかるように記載してください。																									
	管	①	千葉太郎	薬剤師																							8
	資	②	千葉花子	薬剤師																							
	格	③	習志野二郎	薬剤師																							
	者	④	松戸春子	登録販売者																							4
		⑤	野田夏子	研修中登録販売者																							3
		⑥																									

従事する資格者の週当たり従事時間数 区域管理者氏名 ① (千葉太郎)

① 氏名 (千葉太郎) 資格 [薬剤師]	32.0 時間	② 氏名 (千葉花子) 資格 [薬剤師]	18.0 時間
(本県域内における全勤務時間数 40.0 時間)		(本県域内における全勤務時間数 20.0 時間)	
③ 氏名 (習志野二郎) 資格 [薬剤師]	15.5 時間	④ 氏名 (松戸春子) 資格 [登録販売者]	20.0 時間
(本県域内における全勤務時間数 20.0 時間)		(本県域内における全勤務時間数 20.0 時間)	
⑤ 氏名 (野田夏子) 資格 [研修中登録販売者]	27.0 時間	⑥ 氏名 () 資格 []	時間
(本県域内における全勤務時間数 30.0 時間)		(本県域内における全勤務時間数 時間)	
⑦ 氏名 () 資格 []	時間	⑧ 氏名 () 資格 []	時間
(本県域内における全勤務時間数 時間)		(本県域内における全勤務時間数 時間)	

その他不定期で従事する資格者(緊急時の応援等)の氏名及び週当たり従事時間数

氏名 (香取冬子) 資格 [登録販売者]	1.0 時間	氏名 () 資格 []	時間
(本県域内における全勤務時間数 1.0 時間)		(本県域内における全勤務時間数 時間)	

備考 ※特別な休暇、資格者が従事しない業務時間がある場合等は詳細を記載。

本県域内における以下の時間数を算定

i 薬剤師及び登録販売者が一般用医薬品を配置する勤務時間数の一週間の総和	131.0 時間
ii 薬剤師及び登録販売者の週当たり勤務時間数の総和	113.5 時間
iii 第一類医薬品の配置販売に従事する薬剤師の週当たり勤務時間数の総和	66.5 時間

事業者名: 県庁薬品株式会社 (許可番号: 第0000×号)

体制省令判断等

1 第一類医薬品を配置販売する配置販売業にあつては、第一類医薬品を配置販売する時間内は、常時、本県域において薬剤師が勤務していること。(省令3条1項1号関係)

適否	適
----	---

2 第二類医薬品又は第三類医薬品を配置販売する時間内は、常時、本県域において薬剤師又は登録販売者(研修中の登録販売者を除く。)が勤務していること。(省令3条1項2号関係)

適否	適
----	---

3 薬剤師及び登録販売者が一般用医薬品を配置する勤務時間数の一週間の総和が、本県域における薬剤師及び登録販売者の週当たり勤務時間数の総和の二分の一以上であること。(省令3条1項3号関係)

$$\text{i} \quad 131.0 \geq \text{ii} \quad 113.5 \times 1/2$$

適否	適
----	---

4 第一類医薬品を配置販売する配置販売業にあつては、本県域において第一類医薬品の配置販売に従事する薬剤師の週当たり勤務時間数の総和が、本県域において一般用医薬品の配置販売に従事する薬剤師及び登録販売者の週当たり勤務時間数の総和の二分の一以上であること。(省令3条1項4号関係)

$$\text{iii} \quad 66.5 \geq \text{ii} \quad 113.5 \times 1/2$$

適否	適
----	---

5 相談への対応、情報の提供その他の医薬品の販売・授与の業務に係る適正な管理を確保するため、指針の策定、従事者に対する研修の実施その他必要な措置(省令3条1項5号関係)

適否	適
----	---